

循環型社会形成の加速に向けて

ーリサイクルの円滑な推進のためにー



資源有効利用促進法

容器包装リサイクル法

家電リサイクル法

小型家電リサイクル法

食品リサイクル法

自動車リサイクル法

プラスチック資源循環促進法

2025年2月



は じ め に

本県は、基幹産業である自動車や航空宇宙を始め、ロボット、繊維、陶磁器など様々なモノづくり産業が集積しており、世界有数の産業集積地となっています。一方で、農業水産業も盛んで、中でも花きの産出額が 61 年連続日本一、水産物ではあさり類の漁獲量が日本一と、全国有数の農業水産県です。

世界的な経済成長や人口の増加に伴い、天然資源の枯渇、廃棄物量の増加などが依然として人類共通の喫緊の課題となっており、持続可能な社会の実現に向け、これまで以上に資源循環の取組を加速化していく必要があります。

この「循環型社会形成の加速に向けて」は、リサイクルを始め循環型社会づくりの加速化を図ることを目的に、循環型社会の目指すべき姿、関連法律を紹介するものです。

事業者や支援機関の方々など、幅広く本パンフレットを御活用いただき、循環型社会形成に向けた一助となれば幸いです。

2025年2月

愛知県経済産業局産業部





目

次



1	サーキュラーエコノミーの推進	1
2	循環型社会形成推進基本法の概要	4
3	循環型社会づくりに向けた関係法律	5
	資源有効利用促進法	6
	容器包装リサイクル法	8
	家電リサイクル法	10
	小型家電リサイクル法	12
	食品リサイクル法	14
	自動車リサイクル法	16
	プラスチック資源循環促進法	18
4	支援制度・施策のご案内	20

1 サークュラーエコノミーの推進

近年、気候変動問題、エネルギー需要の増加、生物多様性の損失に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大によるパンデミックなど、世界は大きな危機に直面しています。

資源循環の分野においても、過度な採取による天然資源の枯渇、大量生産・大量消費による廃棄物量の増加、プラスチックによる海洋汚染などが人類共通の喫緊の課題となっていると同時に、気候変動の影響を始め、様々な環境問題と密接に関連しています。

こうした地球規模の課題の解決に向け、2015年の国連サミットでの持続可能な開発目標(SDGs)を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の採択や2024年の国連気候変動枠組条約第29回締結国会議など、持続可能な社会の実現に向けた国際会議が開催されています。

また、経済・産業界では環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の観点を取り入れ、財務、非財務の両面から企業を評価するESG金融が世界的に拡大し、産業の大きな構造転換やイノベーションが起こりつつあり、国においても「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定し、経済と環境が好循環する政策により、経済・産業界を後押ししています。

本県の資源循環の更なる加速化を図るためには、これまでの「3R」を柱とした取組に加え、一度採取した資源を有効に循環利用し、資源投入量、廃棄物発生量を限りなく小さくする「サーキュラーエコノミー(循環経済)」へ転換することが必要であり、2022年3月に「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」(計画期間:2022~2031年度)を策定し、その取組を進めていくこととしています(以下、主な内容を抜粋してご紹介します)。

(1) 国際的な状況

世界的に、経済活動に必要な資源の投入、廃棄物の排出の両面において資源制約や環境制約が強まっており、資源循環の重要性がますます高まっています。

SDGsのゴール12「つくる責任 つかう責任」は、持続可能な消費と生産を目指すゴールであり、可能な限り資源や製品を循環利用するサーキュラーエコノミーは、このゴールに即したものであるとともに、ターゲット12.2「天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成」やターゲット12.5「廃棄物の発生を大幅に削減」に導く取組となります。

パリ協定の採択以後、気候変動は各国共通のグローバルな最重要課題として認識されていますが、エレン・マッカーサー財団によると、世界の温室効果ガスの約55%はエネルギー転換で削減でき、残る45%は製品の製造方法と使用方法を変革させることで削減できると言われており、カーボンニュートラルの実現に向けて、サーキュラーエコノミーへの取組の重要性が再認識されています。

また、経済・産業界では国連から2005年に提示された「責任投資原則(PRI)」をきっかけに、ESG金融が拡大しており、官民が一体となってサーキュラーエコノミーへの転換につながる投資を推進しています。

－責任投資原則(PRI)とは?－

- 投資にESGの視点を組み入れることなどからなる銀行や保険会社等の機関投資家の投資原則で、2006年に金融業界に対して提唱された国際的なイニシアティブ
- 日本でも年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が署名したことをきっかけに、ESG投資が広がっている

（２）国内の状況

環境省では、気候変動を始めとした諸課題に対処していくため、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」の３つの移行を加速し、持続可能で強靱な経済社会へのリデザイン（再設計）を進めており、2019年に「プラスチック資源循環戦略」を策定、2021年には「プラスチック資源循環促進法」が制定され、プラスチックごみ削減とリサイクルの促進を目的とした新たな枠組みがスタートしています。

また、経済産業省は、「環境活動としての３Ｒ」から「経済活動としての循環経済」への転換を図る方向性などを示した「循環経済ビジョン 2020」を踏まえ、資源循環経済政策の再構築等を通じた国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場獲得を目指し、2023年３月に総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自立経済戦略」を策定しました。

- 成長志向型の資源自立経済戦略の概要 -

政策措置をパッケージ化して、サーキュラーエコノミー（以下「ＣＥ」）の市場化を加速し、成長志向型の資源自立経済の確立を通じて国際競争力の獲得を目指す。

■競争環境整備（ルール・規制）

４Ｒ（３Ｒ＋Renewable）政策の深堀り、リコマース（Re-commerce）市場の整備、海外との連携強化 等

■ＣＥツールキット（政策支援）

ＣＥ投資支援、ＤＸ化支援、標準化支援、スタートアップ・ベンチャー支援 等

■パートナーシップ（産官学連携）

ビジョン・ロードマップ策定、協調領域の課題解決、ＣＥブランディング 等

（３）事業者の取り組むべき課題

2030年までの世界目標であるSDGsの達成に向け、循環型社会を実現し、持続可能な社会の構築を進めていくことが求められていますが、そのためには環境・経済・社会の諸問題を統合的に解決していくことが重要であるとともに、県民・事業者・大学・NPO・行政など多様な主体による取組が不可欠です。

事業者にはSDGs、脱炭素化、ESG経営など様々な持続可能な社会の実現に向けた取組が期待されており、持続可能な社会づくりに資する経営や人材の育成などをこれまで以上に図っていくことが必要です。

（４）目指す愛知の未来

本県は、大都市圏を擁し、自動車産業を中心とした産業構造とそれを支える高度な技術力、全国有数の農業基盤、豊かな森林資源、人・モノ・情報が交流する地理的優位性を有しており、国内の産業・経済において重要な役割を果たしています。

資源循環の分野においては、大量生産・大量消費からの脱却、資源投入・廃棄物発生量の極限までの最小化、リサイクルの高度化などにより資源を有効に循環利用していくことが求められています。

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出すサーキュラーエコノミーが浸透した循環型社会の形成を目指します。

そして、循環ビジネスの進展による「経済の成長」や環境に配慮したライフスタイルの実践による「健やかで幸せな暮らし」など、環境と経済、社会との統合的向上が図られた「持続可能な社会」につなげていきます。

ーサーキュラーエコノミーによる循環型社会の目指すべき姿ー

- プラスチックなど、あらゆる製品の資源を有効に循環利用するサーキュラーエコノミーが構築され、資源投入量や廃棄物発生量が最小化
- バイオマス資源や未利用エネルギーが利活用され、資源や地域の特性にあわせた循環が構築
- モノからサービスへ、所有からシェアリングへと付加価値が移行した経済活動や、サーキュラーエコノミー型商品などの環境配慮型製品が選択される消費行動が活発化
- 製品のライフサイクルを通して、事業者間のバリューチェーンやパートナーシップによる循環ビジネスが発展
- 先導的で優れたリサイクル技術・事業等が県内で展開され、モノづくり産業を牽引

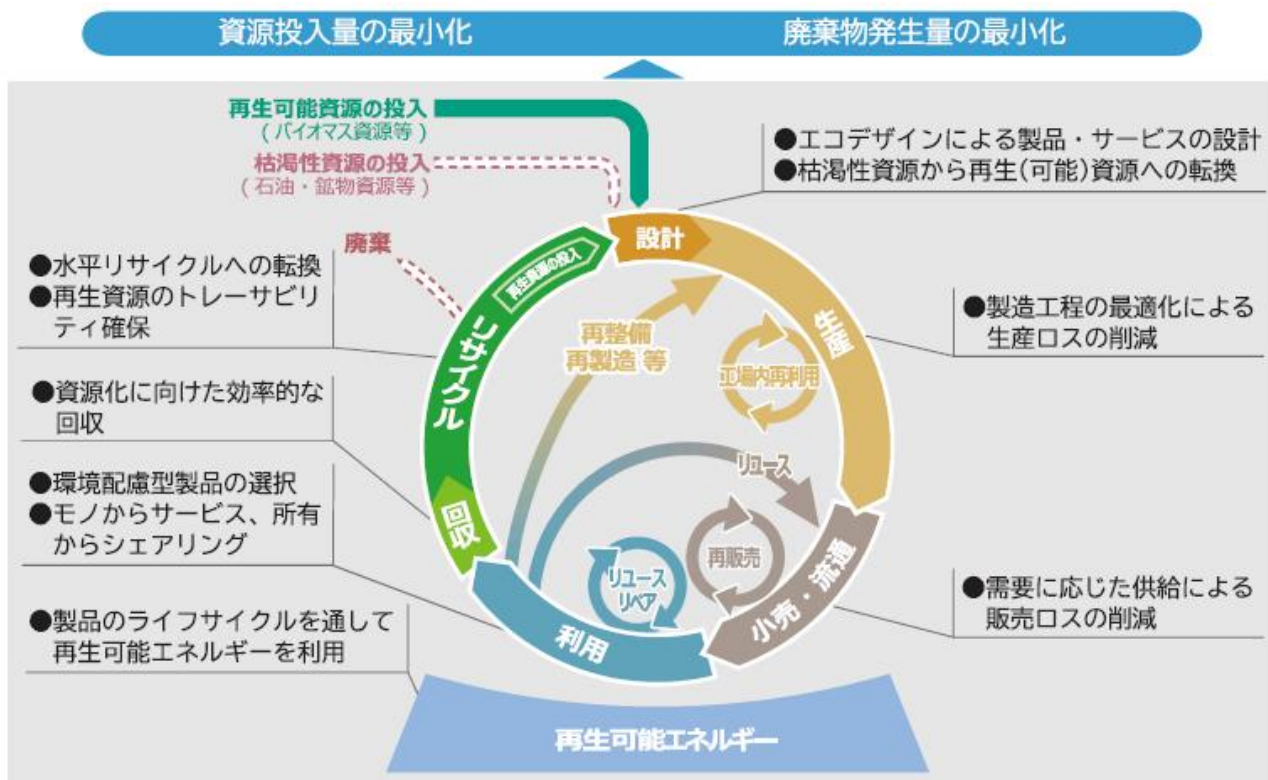


図 サーキュラーエコノミーによる循環型社会の形成のイメージ

2 循環型社会形成推進基本法の概要

廃棄物処理をめぐる問題や地球温暖化等地球規模の環境問題が深刻化する中で、持続可能な循環型の社会を形成することが重要な課題になっています。政府は、2000年度に、循環型社会の形成を推進するための基本原則と基本的施策、総合的な枠組みを示した循環型社会形成推進基本法を制定しました。主な内容は次のとおりです。

（１）形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」を、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより天然資源の消費を抑制し、環境負荷ができる限り低減される社会として示す。

（２）法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となるものを有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進する。

（３）処理の「優先順位」を初めて法定化

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分の順位。

（４）国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確化する。

特に、①事業者・国民の「排出者責任」を明確化し、②生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立する。

（５）政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、中央環境審議会が意見を述べる指針に即して原案を作成し、同審議会から意見徴収の上、環境大臣が策定する。さらに、政府一丸となった取り組みを確保するため、関係大臣と協議し、閣議決定により策定する。

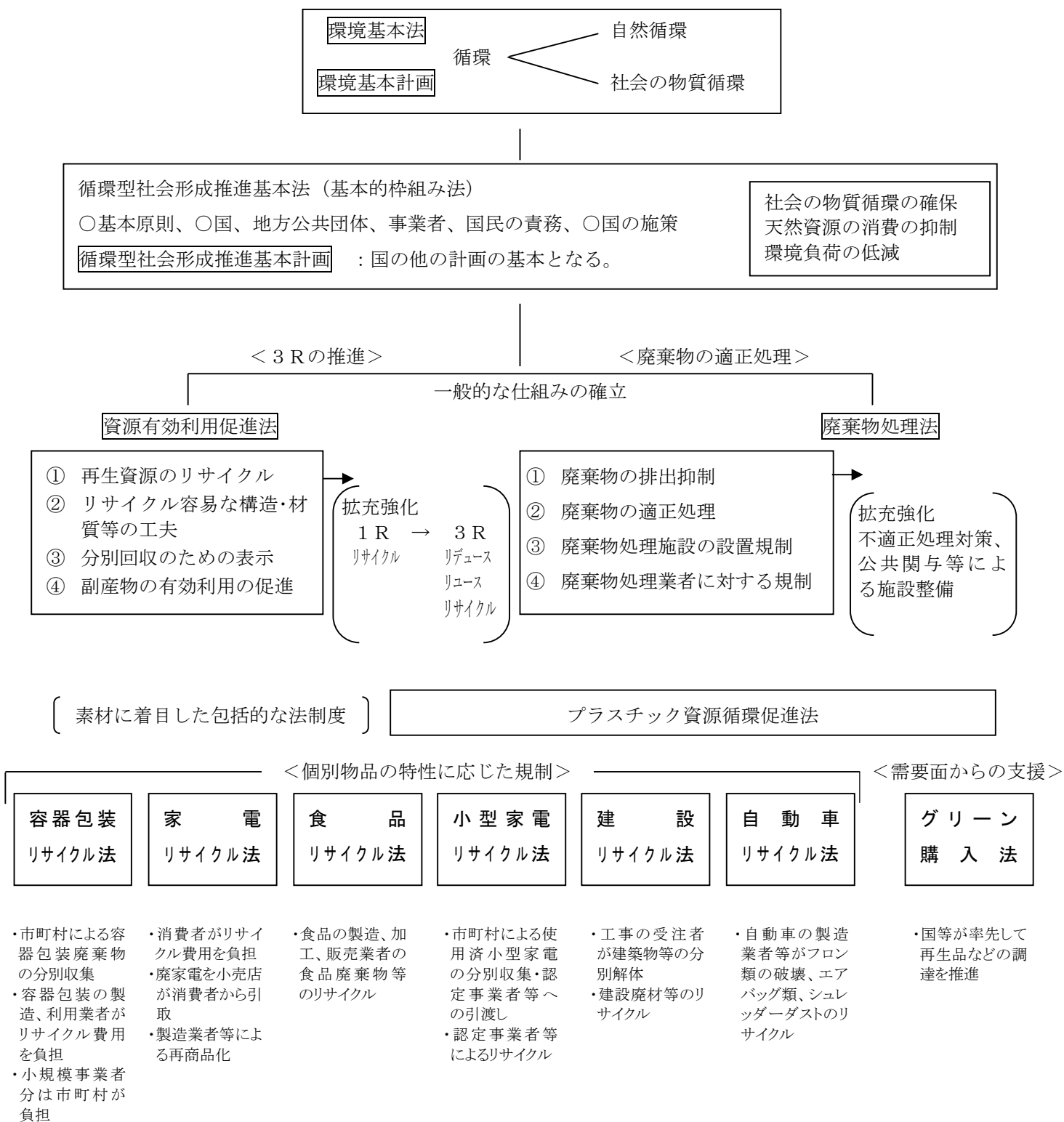
なお、基本計画は、５年ごとに見直しを行い、国・地方公共団体・事業者及び国民が一体となって循環型社会づくりを進める。

（６）循環型社会の形成のための国の施策を明示

- ① 廃棄物等の発生抑制のための措置
- ② 「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
- ③ 「拡大生産者責任」を踏まえた措置
(製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価)
- ④ 再生品の使用の促進
- ⑤ 環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置

3 循環型社会づくりに向けた関係法律

環境基本法をはじめ、廃棄物処理関連法規として循環型社会形成推進基本法を柱とする資源有効利用促進法や容器包装リサイクル法等のさまざまなリサイクル法が整備され、これらを一体的に運用することにより、循環型社会の形成に向けて実効性のある取組みが進められています。



○資源有効利用促進法

■概要

- ・ 我が国が持続的に発展していく上で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、循環型経済システムを構築していくことが急務となったため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。
- ・ 事業者に対して3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みが必要となる業種（10業種）や製品（69品目）を指定し、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収などについて定めている。
 - リデュース：製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制
 - リユース：回収した製品からの部品等の再使用
 - リサイクル：事業者による製品の回収・再資源化
- ・ 「再生資源の利用の促進に関する法律」（通称：リサイクル法、1991年10月施行）が2000年6月に一部改正され、法律の名称も「資源の有効な利用の促進に関する法律」（通称：資源有効利用促進法）に改められ、2001年4月に施行された。
- ・ 経済産業省・環境省・国土交通省・厚生労働省・農林水産省・財務省所管

（１）事業者の責務

ア 製品対策

- ① 省資源化・長寿命化による廃棄物の発生抑制対策の推進
- ② 部品等の再使用対策の推進
- ③ 事業者による使用済製品の回収・リサイクルの推進
- ④ 分別回収のための表示

イ 副産物（産業廃棄物）対策

副産物の発生抑制・リサイクル対策の推進

（２）対象業種・製品

発生抑制、再使用又は再生利用の取組みが必要となる業種・製品は次の7つに分類され、資源有効利用促進法施行令により具体的な対象業種・製品（10業種・69品目）が指定されています。

① 特定省資源業種

原材料等の使用の合理化による副産物発生の抑制及び副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められる業種

○パルプ製造業及び紙製造業 ○無機化学工業製品製造業（塩製造業を除く。）及び有機化学工業製品製造業 ○製鉄業及び製鋼・製鋼圧延業 ○銅第一次製錬・精製業 ○自動車製造業（原動機付自転車の製造業を含む。）

② 特定再利用業種

再生資源・再生部品の利用を促進することが求められる業種

○紙製造業 ○ガラス容器製造業 ○建設業 ○硬質塩化ビニル製の管又は管継手の製造業
○複写機製造業

③ 指定省資源化製品

原材料等の使用の合理化、長期間の使用の促進、その他の使用済み物品等の発生の抑制に取り組むことが求められる製品

○自動車 ○家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）

○パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。） ○ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む。）
○金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転椅子） ○ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付コンロ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機）

④ 指定再利用促進製品

再生資源又は再生部品の利用の促進（リユース又はリサイクルが容易な製品の設計・製造）に取り組むことが求められる製品

○自動車 ○家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、衣類乾燥機）
○ぱちんこ遊技機（回胴式遊技機を含む。） ○複写機 ○金属製家具（金属製の収納家具、棚、事務用机及び回転椅子） ○ガス・石油機器（石油ストーブ、ガスグリル付コンロ、ガス瞬間湯沸器、ガスバーナー付ふろがま、石油給湯機） ○浴室ユニット、システムキッチン ○パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。） ○小形二次電池使用機器（電源装置、電動工具、誘導灯、火災警報設備、防犯警報装置、電動アシスト自転車、電動車いす、プリンター、携帯用データ収集装置、コードレスホン、ファクシミリ、交換機、携帯電話用通信装置、MCAシステム用通信装置、簡易無線用通信装置、アマチュア用無線機、ビデオカメラ、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり（電池式）、電気歯ブラシ、非常用照明器具、血圧計、医薬品注入器、電気マッサージ器、家庭用電気治療器、電気気泡発生器（浴槽用）、自動車型電動式がん具）

⑤ 指定表示製品

分別回収を促進するための表示を行うことが求められる製品

○スチール製・アルミニウム製の缶 ○ポリエチレンテレフタレート製容器（飲料、特定調味料（しょうゆ、食酢等）、酒類）
○塩化ビニル製建設資材（硬質塩化ビニル製の管・雨どい・窓枠、塩化ビニル製の床材・壁紙）
○紙製容器包装、プラスチック製容器包装 ○小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム二次蓄電池、密閉形鉛蓄電池）

⑥ 指定再資源化製品

自主回収及び再資源化に取り組むことが求められる製品

○パソコン（ブラウン管式・液晶式表示装置を含む。） ○小形二次電池（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉形ニッケル・水素蓄電池、リチウム蓄電池、密閉形鉛蓄電池）

⑦ 指定副産物

副産物の再生資源としての利用の促進に取り組むことが求められる副産物

○電気業の石炭灰 ○建設業の土砂、コンクリートの塊、アスファルトの塊、木材

－「再生資源」、「再生部品」とは？－

- 「再生資源」とは、使用済みの物品又は工場等で発生する副産物のうち有用なものであって、原材料として利用できるものです。
- 「再生部品」とは、使用済みの物品のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用できるものです。

○容器包装リサイクル法

■概要

- ・ 家庭から排出され、市町村によって収集されるごみ（一般廃棄物）のうち、重量で約 20～30%、容積で約 50～60%を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により一般廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るための法律。
- ・ 消費者・市町村・事業者がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うことがこの法律の基本理念。
消費者＝分別排出、市町村＝分別収集、事業者＝再商品化
- ・ 1995 年 6 月公布、1997 年 4 月から本格施行、2000 年 4 月から完全施行。
なお、2006 年 6 月の改正で容器包装廃棄物の排出の抑制を図る規定が追加されるなど、制度の見直しが段階的に行われている。
- ・ 経済産業省、環境省、厚生労働省、農林水産省、財務省所管。

（１）消費者の役割「分別排出」

- マイバッグを持参してレジ袋をもらわない、簡易包装の商品を選択する、リターナブル容器を積極的に使う等により排出の抑制に取り組むとともに、意識の向上、必要な協力を努めること。
- 市町村が定める分別の基準に従い、適正に分別して排出すること。

（２）市町村の役割「分別収集」

- 分別収集計画を策定し、分別収集に必要な措置を講ずるよう努めること。
- 家庭から排出された容器包装について、収集、分別、異物除去等を行い、また排出の抑制の促進に努めること。
- 適切な保管施設（指定保管施設）に保管すること。

（３）事業者の役割「再商品化」

- リターナブル容器等の利用や過剰な容器包装の抑制等により排出抑制に努めること。
- 消費者へ容器包装の洗浄や圧縮など適正な分別排出に必要な情報の提供に努めること。
- 再商品化が容易な容器包装の使用、容器包装の規格化、工夫を可能な限り行うこと。
- リサイクルに要する費用が想定よりも少なく済んだ場合、その差額の半分を、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、市町村に資金を拠出すること。

（４）再商品化の対象となる容器包装

特定容器には、その種類ごとに再商品化の開始時期が猶予されていたり、又は有価物であるとして再商品化の義務が免除されていたりするものがあります。

（５）指定容器包装利用事業者の取組み

指定容器包装利用事業者は、容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、次の「判断の基準となるべき事項」（省令）に取り組む義務があります。

- | | | | | |
|-----------------------|--------------|--------|---------|----------|
| ①目標の設定 | ②容器包装の使用の合理化 | ③情報の提供 | ④体制の整備等 | ⑤安全性等の配慮 |
| ⑥容器包装の使用の合理化の実施状況等の把握 | ⑦関係者との連携 | | | |

(6) 容器包装多量利用事業者の定期報告

指定容器包装利用事業者のうち前年度に容器包装を用いた量が 50 トン以上の事業者（容器包装多量利用事業者）には、毎年度 6 月末日までに指定の様式による報告が義務づけられます。

なお、報告を行わなかった場合、虚偽の報告をした場合には、罰則（20 万円以下の罰金）が課せられます。報告に記載する事項は次のとおりです。

1	前年度の容器包装を用いた量	日本国内に販売された商品に用いた容器包装の量
2	容器包装を用いた量と密接な関係を持つ値	①売上高、②店舗面積、③その他の当該容器包装を用いた量と密接な関係を持つ値
3	容器包装の使用原単位	容器包装を用いた量／当該容器包装を用いた量と密接な関係を持つ値
4	判断の基準となるべき事項に基づき実施した取組その他の容器包装の使用の合理化のために実施した取組及びその効果	前年度に実施した具体的取組み及びその効果を報告

－「容器包装」とは？－

「家庭から排出される一般廃棄物のうち商品の容器及び包装（有償である場合も含む。）として用いられるものであって、当該商品が消費され、又は当該商品と分離された場合に不要となるもの」です。つまり、ガラス、金属、紙、プラスチック等を材料とする、商品に付されたすべての「容器」（びん、缶、箱、袋など）と「包装」（包装紙、ラップなど）が対象です。

【容器包装に該当しないもの】

- 容器でも包装でもないもの ----- 焼鳥の串、ラップフィルムの芯等
- 商品以外のものに付されたもの ----- ダイレクトメールの封筒、景品の袋等
- 役務の提供に伴うもの ----- クリーニングの袋、宅配便の容器や包装等
- 中身の商品と分離しても不要にならないもの -- C D のケース等
- 社会通念上、該当しないと判断されるもの ---- すしの中仕切り（透明又は緑色のプラスチックフィルム）、シール・テープ類

－「識別表示」とは？－

容器包装の分別排出、分別収集を促進するため、スチール缶、アルミ缶、PET ボトルの他に、紙及びプラスチック製の容器包装についても「識別マーク」を付して、これらが容器包装リサイクル法の対象であることや、紙製、プラスチック製のいずれの容器包装に属するかを容易に識別できるようにすることが義務づけられています（識別表示制度）。

なお、プラスチック製の容器包装については、「材質マーク」を任意で付すことになっています。



スチール缶



アルミ缶



PET ボトル



紙製容器包装



プラスチック製容器包装

○家電リサイクル法

■概要

- ・ テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の家電4品目を対象に、製造業者の再商品化、販売業者の消費者からの引取り、消費者の再商品化などに関する費用の負担を義務づけた法律。
- ・ 一般家庭から排出される廃家電は、その約半分以上が埋立て処分されてきたことから、資源の有効利用と廃棄物減量のため同法が制定された。製造業者は、引き取った廃家電を定められた率以上にリサイクル（原料としての利用または熱回収）しなければならないとされ、拡大生産者責任をはじめ法的に制度化したもの。
- ・ 1998年6月に公布、2001年4月から完全施行。
- ・ 経済産業省、環境省所管。

（１）対象機器（特定家庭用機器）

家電製品を中心とする家庭用機器のうち、市町村によるリサイクルが難しいものでリサイクルが特に必要なもの等を対象機器とし、**ブラウン管式テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン**が指定されています。（特定家庭用機器再商品化法施行令 2004年4月1日改正）

なお、2009年4月以降は、**液晶式テレビ・プラズマ式テレビ、衣類乾燥機**も対象機器として追加されました。

（２）関係者の役割

ア 製造業者及び輸入業者（製造業者等）

① 引取り義務

対象機器の製造業者等は、予め指定した引取場所において、自らが製造（輸入）した対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは、それを引き取らなければなりません。

引取り場所については、対象機器の廃棄物の再商品化等が能率的に行われ、小売業者、市町村からの円滑な引渡しが確保されるよう適正に配置することとされています。

② 再商品化等実施義務

製造業者等は、引き取った対象機器の廃棄物について、少なくとも次の基準以上の再商品化等を実施しなければなりません。

また、製造業者等は、再商品化等の実施の際に、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機に含まれる冷媒用フロン等の特定物質を回収し、再利用又は破壊することとされています。

イ 小売業者

① 引取り義務

対象機器の小売業者は、次に掲げる場合において、対象機器の廃棄物の引取りを求められたときは、それを引き取らなければなりません。

ア 自らが過去に小売販売をした対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

イ 対象機器の小売販売に際し、同種の対象機器の廃棄物の引取りを求められたとき

② 引渡し義務

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取ったときは、中古品として再利用する場合を除き、その対象機器の製造業者等（それが明らかでない時は指定法人）に引き渡します。

ウ 消費者

消費者は、家電製品をなるべく長期間使用することにより、使用済み家電製品の排出を抑制するよう努めるとともに、対象機器の廃棄物の再商品化等が確実に実施されるよう小売業者等に適切に引き渡し、収集・運搬・再商品化等に関する料金の支払いに応ずる等、法に定める措置に協力しなければなりません。

エ 市町村

市町村は、小売業者に引取義務のない対象機器の廃棄物について、地域の実情に応じ、小売業者や一般廃棄物収集運搬許可業者と連携した回収体制を構築し、住民に情報提供することが求められています。

(3) 費用請求

ア 製造業者等の料金請求

製造業者等は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、引取りを求めた者に対し、対象機器の廃棄物の再商品化等に関する料金を請求することができます。

その料金は、再商品化等を効率よく行った場合に必要な費用の原価を上回るものであってはなりません。また、料金を設定する際には、排出者の適正な排出を妨げることをないよう配慮し、料金を公表しなければなりません。

イ 小売業者の料金請求

小売業者は、対象機器の廃棄物を引き取るときは、中古品として再利用する場合を除き、排出者に対し、その対象機器の廃棄物の収集・運搬の料金と、製造業者等に支払う再商品化等に関する料金を請求することができます。その金額は、収集・運搬を効率よく行った場合に必要な費用の原価を考慮して定めなければなりません。また、料金設定の際には排出者の適正な排出を妨げることをないよう配慮し、料金を公表しなければなりません。

ウ 国の監督

適正な原価を著しく上回る料金を請求するなど、不当な請求をしている事業者に対しては、国が是正勧告・命令・罰則の措置を講ずることとしています。

(4) 指定法人

規定する関係者の役割を補うため、指定法人を指定しています。

この指定法人は、2000年4月から家電リサイクル券センター(RKC)が指定されており、再商品化等の義務者がわからなくなった場合、或いは中小規模の製造業者及び輸入業者の委託による場合に、対象機器の廃棄物の再商品化等を実施します。また、引渡しが難しい地域からの求めに応じて、対象機器の廃棄物を製造業者等に引き渡します。

(5) 管理票制度

管理票（家電リサイクル券）を発行し、製造業者等まで対象機器の廃棄物が確実に運搬されるための措置を講じています。

この制度は、対象機器とともに管理票を流通させ、かつ、製造業者や小売業者等に管理票（写し）を3年間保管する義務を課し、不適正な処理が行われた場合でも、事後的にその事実を追跡できるようにするものです。

消費者は、廃棄した対象機器の引渡しの状況について、小売業者及び製造業者等に確認を求めることができ、製造業者等や小売業者はこれに対して、必ず返答しなければなりません。

○小型家電リサイクル法

■概要

- ・ 小型家電リサイクル法は、携帯電話やデジタルカメラ等の使用済小型電子機器等に利用されている有用な金属等の相当部分が回収されずに廃棄されていることから、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講じ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用の確保を図るための法律。
- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化事業を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する。
- ・ この法律の施行により、「家電リサイクル法」の対象であった家電4品目に加え、ほぼ全ての家電がリサイクル法の対象となった。
- ・ 2012年8月10日公布、2013年4月1日施行。
- ・ 経済産業省、環境省所管。

(1) 対象機器

「小型家電リサイクル法」は、携帯電話やデジタルカメラ、ビデオカメラ、時計、炊飯器や電子レンジ、ドライヤー、扇風機など、ほぼすべての家電を対象としています。

(政令指定品目)携帯電話、PHS、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブル音楽プレーヤー、ポータブルDVDプレーヤー、携帯用ラジオ、携帯型テレビ、小型ゲーム機、プリンター、電気アイロン、電気こたつ、ヘアドライヤー等



(2) 適切なリサイクル

小型家電には、「ベースメタル」といわれる鉄や銅、貴金属の金や銀、そして「レアメタル」といわれるような希少な金属など、様々な鉱物が含まれています。しかし、こうした有用金属は、これまで廃棄時に有効に活用されておらず、捨てられる小型家電の大半がリサイクルされずに廃棄物として埋立て処分されていました。

小型家電のリサイクルには、次のようなメリットがあります。

- 金や銅などの有用金属を国内で回収して再資源化できる。
- 有害物質（鉛など）を含む小型家電を適正処理できる。
- 廃棄物の量が削減され、ごみの埋立地である最終処分場が延命化される。

(3) 家電リサイクル法と小型家電リサイクル法の違い

家電リサイクル法は、大型家電4品目を対象に製造したメーカーにリサイクルすることを義務づけており、消費者が使用済み家電を引き渡す方法は、全国一律で定められています。

一方、小型家電リサイクル法では、市町村が使用済み小型家電を回収して認定事業者等がリサイクルを行うこととしており、回収の対象となる品目や回収の方法、回収にかかる消費者負担等は各市町村が決定することとしています。

	家電リサイクル法	小型家電リサイクル法
対象品目	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機 (家電4品目)	携帯電話、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ゲーム機、プリンター、電気アイロン等多数 ※回収・リサイクルする品目は市町村が決定。
使用済み家電の回収方法	消費者から家電量販店等が回収し、製造業者等がリサイクルする。	市町村が回収ボックスや回収コンテナなどを設置して回収。回収方法は市町村が決定。
再資源化の実施	製造業者等	認定事業者など
消費者の費用負担	対象品目ごとに数千円程度のリサイクル料金を負担	市町村によって異なる(品目によっては有料の場合もある)

(4) 市町村による回収方式の種類

市町村が実施する使用済み小型電子機器等は、次のような方法で回収しています。

「ボックス回収」、「ステーション回収」、「ピックアップ回収」、「集団回収・市民参加型回収」、「イベント回収」、「清掃工場への持込み」、「戸別訪問回収」

回収方式によって特徴や必要となる費用が異なり、また、同一方式でも複数の実施方法が考えられるため、回収を行う市町村は、それぞれの地域の特色に応じた方法で回収を実施する必要があります。

また、複数の回収方式を組み合わせることで回収量を確保できます。



【小型家電を回収している目印】

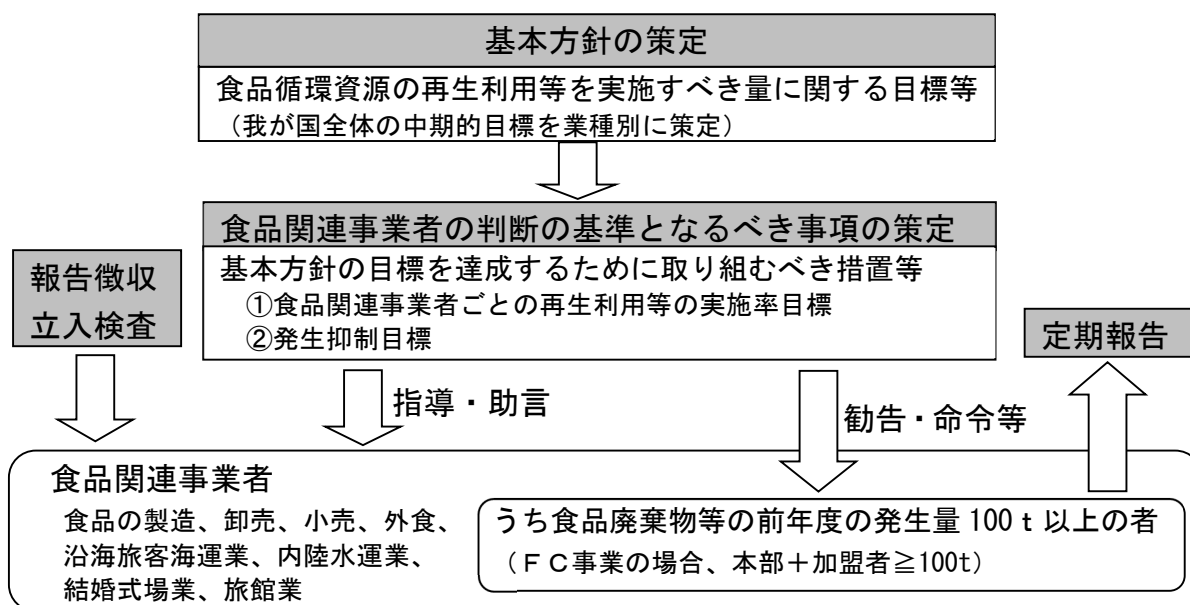
○食品リサイクル法

■概要

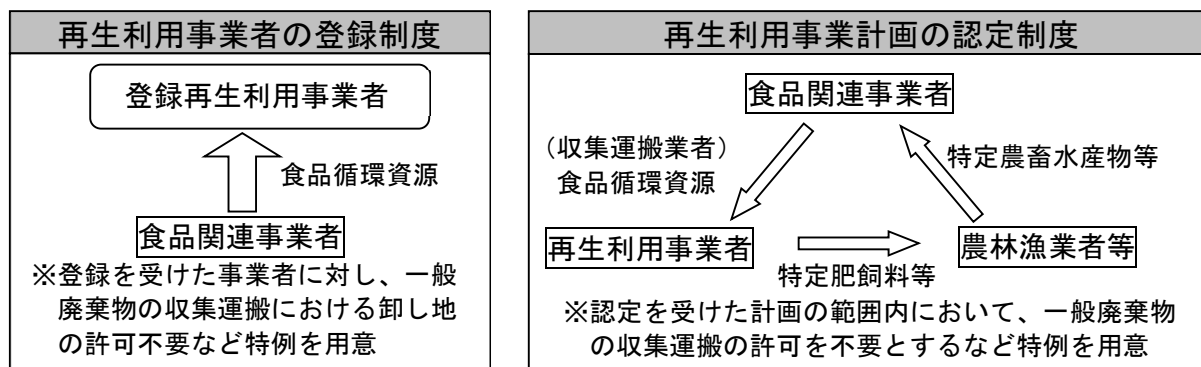
- ・ 食品製造・流通・消費過程から出る材料くずや売れ残った食品、食べ残しなどの食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、生産者や販売者等に食品廃棄物の減量・リサイクルを義務付けた法律。
- ・ 2000 年 6 月公布、2001 年 5 月から完全施行。
 なお、取組みが進んでいない食品関連事業者に対する指導監督の強化と取組の円滑化を図るため、2007 年 6 月に一部改正され、2007 年 12 月 1 日から施行。
- ・ 農林水産省、環境省所管。

(1) 食品リサイクル法制度のしくみ

<取組担保措置>



<取組円滑化措置>



食品の製造、流通、消費などの各段階で、消費者、事業者、国・地方公共団体など、食品廃棄物に関わるものが一体となって、①食品廃棄物の発生抑制、②肥料や飼料などへの再生利用、③食品循環資源の熱回収、④食品廃棄物等の減量に努めることで、環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目指します。

（２）再生利用を促進するための制度

食品関連事業者が食品廃棄物の再生利用に取り組むとき、より実施しやすい環境を整えるために、いくつかの制度を設けています。

ア 登録再生利用事業者制度

再生利用を推進していくため、食品関連事業者の委託等を受けて具体的な再生利用事業を実施するリサイクル業者を育成する目的で、再生利用事業を的確に実施できる者として一定の要件を満たすものについて、主務大臣による登録制度を設けています（登録は任意であり、義務ではありません）。

イ 再生利用事業計画の認定制度

再生利用を促進していくためには、リサイクル製品の利用も含めた計画的な再生利用の実施が必要です。このため、食品廃棄物の排出者（食品関連事業者等）、再生事業の実施者（リサイクル業者等）及び利用者（農林漁業者等）が、再生利用の実施について計画を作成した場合に主務大臣の認定を行うこととし、計画的な再生利用の実施を推進します。

ウ 廃棄物処理法等の特例

再生利用事業者の登録を受けた場合及び再生利用事業の認定を受けた場合について、廃棄物処理法上の一般廃棄物の収集運搬業の許可等の特例、肥料取締法及び飼料安全法上の製造、販売等の届出不要の特例を設けています。

（３）再生利用等の手法の優先順位

優先順位は、① 発生抑制、② 再生利用、③ 熱回収、④ 減量です。

このうち「再生利用」については、飼料の原材料としての利用を優先します。「熱回収」については、食品循環資源の再生利用が経済的又は技術的に著しく困難であって、メタン化と同等以上の効率でエネルギーを回収できる場合に選択できます。

（４）食品リサイクル法関係法令等の近年の改正

2019年７月に公表された基本方針では、個々の事業者の取組状況に応じた再生利用等の実施率目標（基準実施率）が改定されています。

これは、食品関連事業者に対して個別に義務づけるものではなく、その業種全体での達成を目指す目標です。

○2024年度までの再生利用等実施率目標

・食品製造業	95%	・食品小売業	60%
・食品卸売業	75%	・外食産業	50%

○2022年度の再生利用等実施率（推計）

・食品製造業	97%	・食品小売業	61%
・食品卸売業	62%	・外食産業	32%

また、食品関連事業者は、毎年、その年度の再生利用等実施率が事業者ごとに設定されたその年度の基準実施率を上回ることを求められています。

※ なお、基本方針は2024年３月に改正され、エネルギー利用の推進や焼却・埋立ての削減目標の設定等の追加・変更がされています。

○自動車リサイクル法

■概要

- ・ 使用済自動車から生じるフロン類、エアバッグ類（シートベルトプリテンショナーを含む）及びシュレッターダスト（車体を粉砕した後に残る破砕くず）を回収してリサイクルや適正に処分することを、自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。リサイクル費用は自動車の所有者が負担する。
- ・ 自動車製造業者、販売業者、解体業者、自動車所有者などの役割分担を明確化し、新たな自動車リサイクル制度の構築を目指すものである。
- ・ 2002 年 7 月公布、以降段階的に施行され、2005 年 1 月に完全施行。

（１）対象車種

トラック・バスなどの大型車やいわゆる構内車を含む原則全ての自動車の対象となります。

【対象外となる自動車】

被けん引車、二輪車（原動機付自転車、側車付のものを含む）、大型特殊自動車及び小型特殊自動車、その他政令で定めるもの（スノーモービル等）

（２）関係者の役割分担

ア 自動車製造業者及び輸入業者（大臣の認定）

- ・ 自らが製造又は輸入した自動車在使用済みとなった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ類及びシュレッターダストを引き取り、リサイクル等（フロン類については破壊）を適正に行います。

イ 引取業者（都道府県知事等の登録制）

- ・ 最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者又は解体業者へ引き渡します。
- ・ 電子マニフェスト制度により情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡報告をします。
- ・ リサイクルが適切に実施されていることの確認、自動車抹消登録手続きを行います。

ウ フロン類回収業者（都道府県知事等の登録制）

- ・ フロン類を基準に従って適正に回収し、自動車製造業者等へ引き渡し、使用済自動車を解体業者に引き渡します。
- ・ 電子マニフェスト制度により情報管理センターに引取・引渡報告をします。

エ 解体業者（都道府県知事等の許可制）

- ・ 使用済自動車のリサイクル・処理を適正に行い、エアバッグ類を自動車製造業者等に、解体自動車（いわゆる廃車ガラ）を破砕業者等へ引き渡します。
- ・ 再資源化基準に従って適切な解体を実施します。
- ・ 電子マニフェスト制度により情報管理センターに引取・引渡報告をします。

オ 破砕業者（都道府県知事等の許可制）

- ・ 解体自動車のリサイクル・処理を適正に行い、シュレッターダストを自動車製造業者等へ引き渡します。
- ・ 再資源化基準に従って適切な破砕または破砕前処理（プレス、せん断）を実施します。
- ・ 電子マニフェスト制度により情報管理センターに引取・引渡報告をします。

カ 自動車所有者

- ・最終所有者は使用済自動車を、登録を受けた引取業者に引き渡します。
- ・自動車の抹消登録等の手続きを行います。
- ・フロン類、エアバッグ類及びシュレッターダストの再資源化等に必要な費用を負担します。

(3) 費用負担

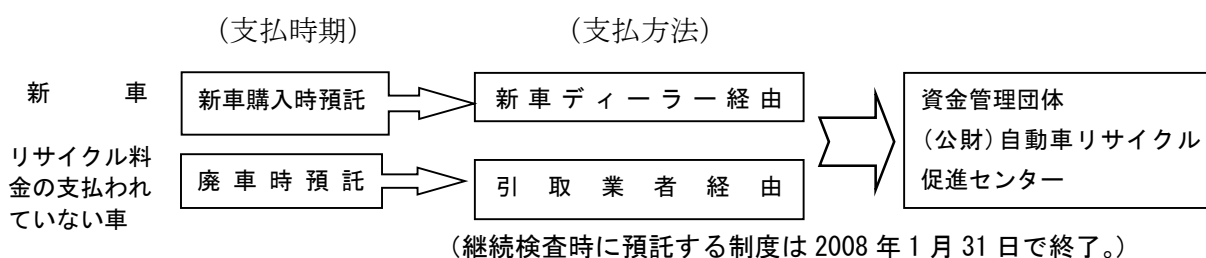
ア リサイクル料金と負担者

リサイクル料金は自動車の所有者が新車購入時に負担します。

リサイクル料金については自動車メーカー等が定め、不適正な場合、国が是正させます。
管理料金は国の認可を得てそれぞれの設定主体が定めます。

イ リサイクル料金の主な流れ

自動車所有者はリサイクル料金を資金管理団体に預託します。



預託されたリサイクル料金は資金管理団体が安全・確実な方法で管理・運用します。

リサイクル実施の際は、自動車メーカー等が3品目についてリサイクル等の料金の払渡しを受け、関連事業者((2)イ、ウ、エ、オ)に回収料金等を支払います。

(4) 電子マニフェスト制度(移動報告)

使用済自動車等は、電子マニフェストと呼ばれるシステムにより、各工程の事業者間での引取り、引渡しをパソコンの画面上で報告することとされており、一台一台確実に管理されます。

各事業者から「取引報告」「引渡報告」が一定期間行われなかった場合、確認通知や遅延報告が情報管理センター(公益財団法人自動車リサイクル促進センター)から行われます。

(5) 指定法人

自動車リサイクル法では、経済産業大臣及び環境大臣の指定を受けた法人(指定法人)が使用済自動車の再資源化等に関する次の3種類の公益的・中立的な業務を行うこととされています。2003年6月から公益財団法人自動車リサイクル促進センターが指定法人となっています。

ア 資金管理業務

再資源化預託金(リサイクル料金)等の収受、管理等を行う業務

イ 再資源化等業務

再資源化実施義務等を果たすべき自動車製造業者等が存在しない自動車のフロン類、エアバッグ類及びシュレッターダストのリサイクル等を実施する業務や使用済自動車の不法投棄等に対応する業務

ウ 情報管理業務

使用済自動車等の引取り・引渡しの状況を関係事業者から原則電子情報で報告を受け、これらの情報を電子マニフェスト・システムとして管理する業務

○プラスチック資源循環促進法

■概要

- ・ 製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関するあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講ずる。
- ・ 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要があることを背景として制定。
- ・ 2021年6月公布、2022年4月に施行。

（１）基本方針の策定

プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定しています。

- ・ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
- ・ ワンウェイプラスチックの使用の合理化
- ・ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

（２）個別の措置事項

プラスチックという素材に着目し、製品の設計・製造、販売・提供、排出・回収・リサイクルの各段階において、あらゆる主体におけるプラスチックの資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じています。

① プラスチック使用製品設計指針

- ・ プラスチックの資源循環を促進するためには、設計段階での取組が不可欠
- ・ 具体的には、プラスチックの使用量の削減、部品の再使用、再生利用を容易にする工夫、プラスチック以外の素材への代替、再生プラスチックやバイオプラスチックの利用など
- ・ 「プラスチック使用製品設計指針」は、全てのプラスチック使用製品の設計・製造事業者が取り組むべき事項及び配慮すべき事項を定めたもの
- ・ 特に優れた設計を国が認定する制度も創設し、認定製品の利用促進を図る

② 特定プラスチック使用製品の使用の合理化（判断基準）

特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務（サービス）の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装を除く））を提供する小売・サービス事業は、提供方法の工夫や提供する製品を工夫するなどの使用の合理化が求められます。

（各種商品小売業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）

○フォーク ○スプーン ○テーブルナイフ ○マドラー ○飲料用ストロー

（宿泊業）

○ヘアブラシ ○くし ○かみそり ○シャワーキャップ ○歯ブラシ

（各種商品小売業、洗濯業）

○衣類用ハンガー ○衣類用カバー

③ 市区町村による分別収集・再商品化

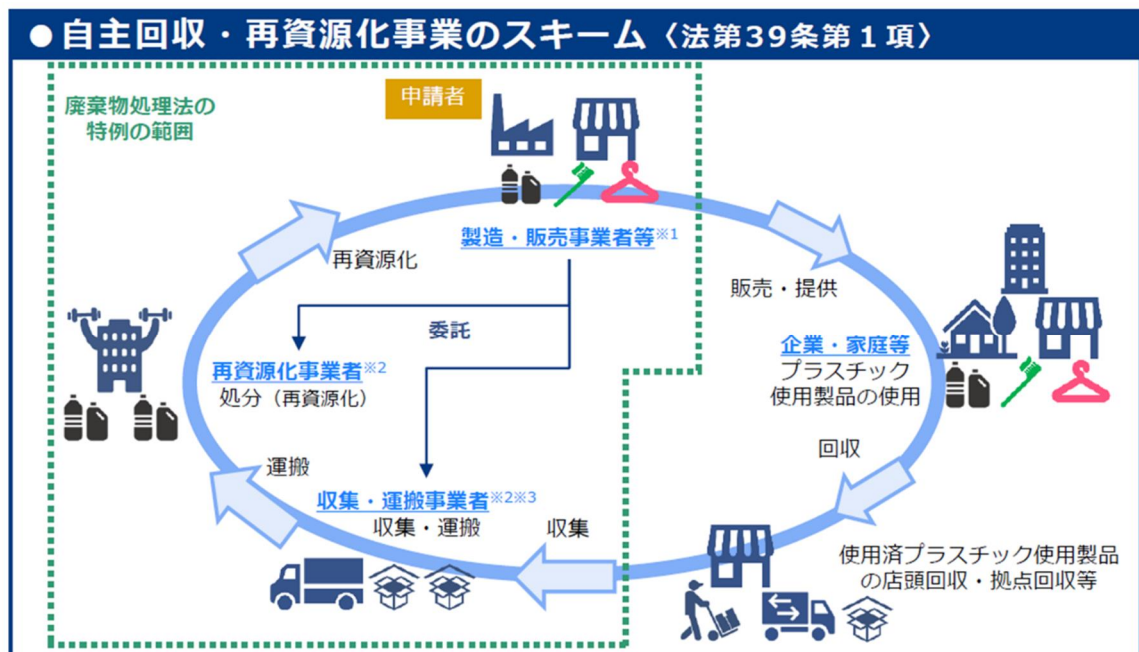
市区町村による分別収集・再商品化に関する措置には、市区町村が分別収集したプラスチック使用製品廃棄物については、

- ・容器包装リサイクル法に規定する指定法人（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会）に委託し、再商品化を行う方法
 - ・市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法
- の2つがあります。

④ 製造・販売事業者等による自主回収・再資源化事業

プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

なお、自主回収・再資源化事業を行う者は、計画の作成・申請、要件に適合する計画の認定を受けること、認定を受けた計画を変更する場合は変更内容に応じた手続を行うこと等が必要です。



経産省・環境省パンフレット「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について」より

⑤ プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制・再資源化等（判断基準）

プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者（排出事業者：事業所、工場、店舗等で事業を行う事業者であれば、その多くが対象となる）は、主務大臣が定める排出事業者の判断基準に基づき、積極的に排出の抑制・再資源化等に取り組むことが求められます。

⑥ 排出事業者による再資源化事業

排出事業者又は複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業務の許可が不要となります。

なお、再資源化事業を行う者は、計画の作成・申請、要件に適合する計画の認定を受けること、認定後は毎年度実施の状況を報告すること、認定を受けた計画を変更する場合は変更内容に応じた手続を行うこと等が必要です。

4 支援制度・施策のご案内

以下、「あいち産業労働ガイドブック」（愛知県経済産業局）掲載の支援制度・施策を抜粋紹介しますので、取組の参考としてください。

なお、この冊子を作成している産業部産業振興課は、地場産業から自動車・航空・ロボット・ドローンなどの次世代産業に至るまで広く県内全体の産業振興を所管していますので、各産業の置かれた課題への対応などお気軽に御相談ください。

支援制度・施策	窓口	連絡先電話番号
I S O取得相談	(公財)あいち産業振興機構 経営支援部	(052) 715-3068 (取引振興・設備グループ)
あいち中小企業応援ファンド	(公財)あいち産業振興機構 新事業支援部	(052) 715-3074 (地域資源活用・知的財産グループ)
新事業創出・育成支援		(052) 715-3075 (創業・新事業育成グループ)
エコアクション21相談	地域事務局あいち 地域事務局とよた	(052) 471-7477 (0565) 32-4660
あいち省エネ相談	愛知県環境局 地球温暖化対策課	(052) 954-6242
循環ビジネス相談	愛知県環境局 資源循環推進課	(052) 954-6233
愛知環境賞		
循環型社会形成推進事業費補助金		
融資制度(パワーアップ資金)	愛知県経済産業局 中小企業部中小企業金融課	(052) 954-6333

●愛知県経済産業局産業振興課の相談窓口

主な所管	窓口	連絡先電話番号
あいち中小企業応援ファンド、 リサイクル啓発	グローバルインダストリー・調 整グループ	(052) 954-6340
繊維産業、窯業、食品産業、 伝統的工芸品	繊維・窯業・生活産業グループ	(052) 954-6341
自動車産業、自動車安全技術、 基盤産業、愛知ブランド	自動車・基盤産業グループ	(052) 954-6345
航空宇宙産業	航空宇宙産業グループ	(052) 954-6349
自動運転	次世代産業室 デジタル戦略調整グループ	(052) 954-6136
デジタル技術の活用	次世代産業室 デジタル技術活用促進グループ	(052) 954-7495
ロボット産業	次世代産業室 ロボット産業グループ	(052) 954-6352
ドローン、空飛ぶクルマ	次世代産業室 モビリティイノベーション推進 グループ	(052) 954-7482



循環型社会形成の加速に向けて



発行年月 2025年2月

編集・発行 愛知県経済産業局産業部産業振興課

住所 〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6340

FAX 052-954-6976

E-mail sangyoshinko@pref.aichi.lg.jp



経済産業局産業部